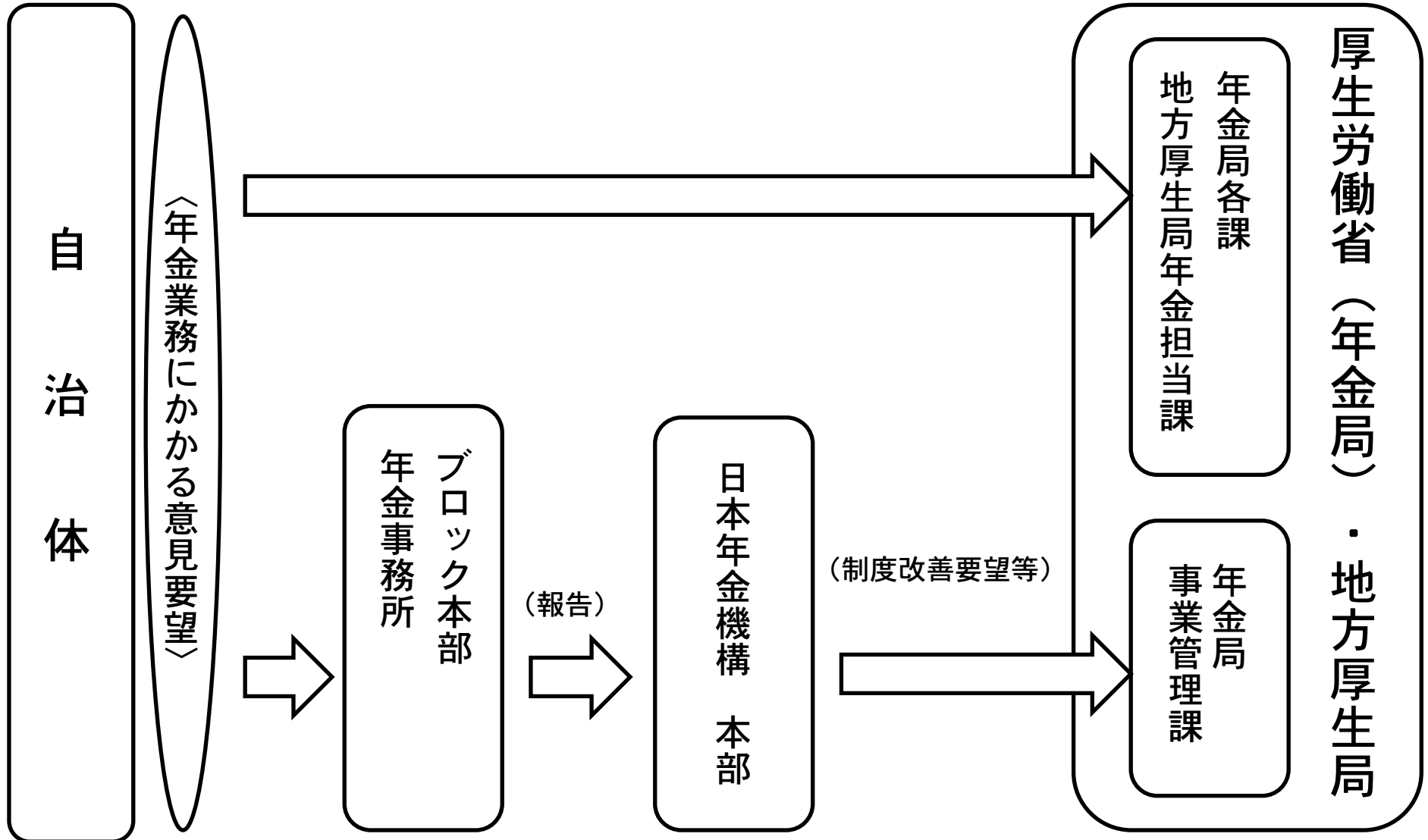


市町村からの意見・要望への 対応等について

平成22年11月24日
厚生労働省年金局

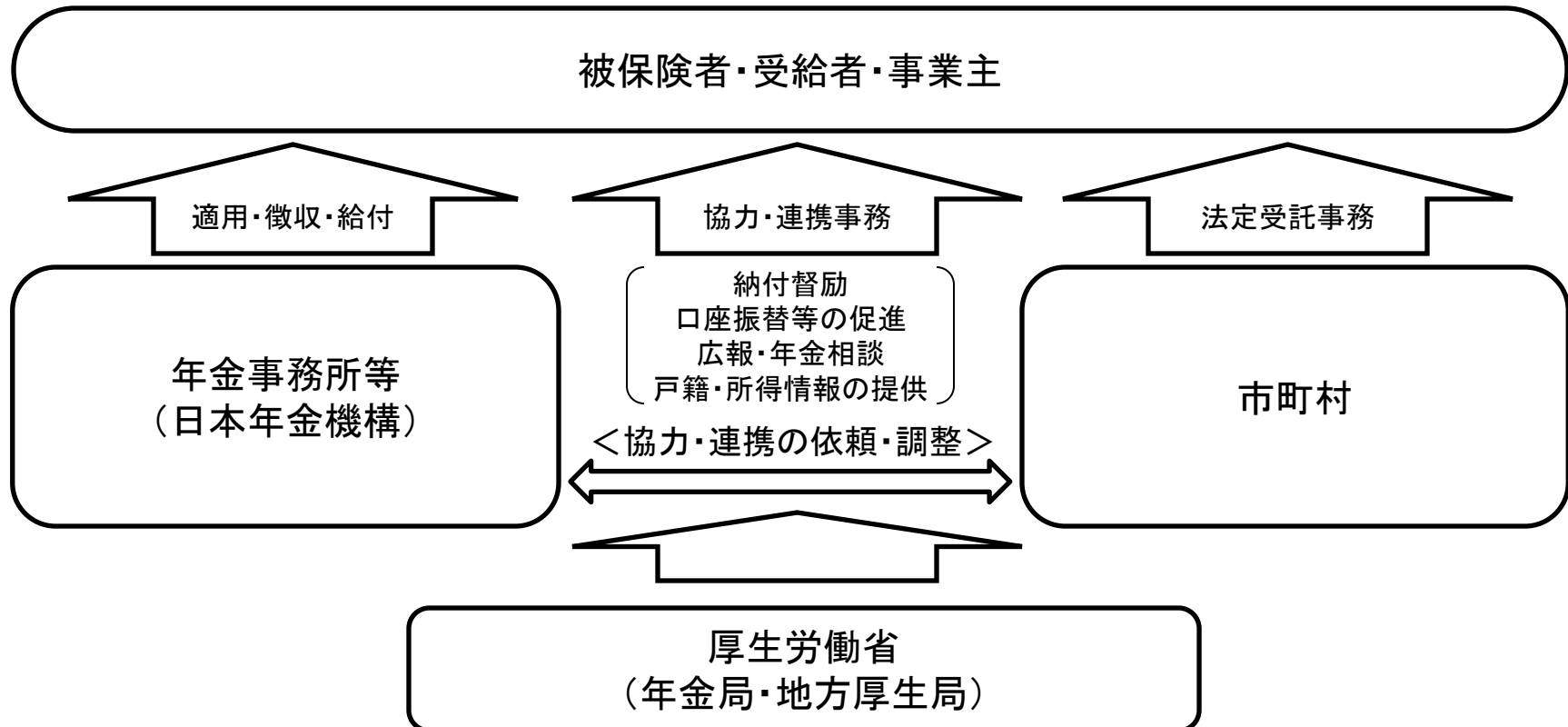
厚生労働省に対する年金業務にかかる意見・要望の流れ



社会保険庁廃止後の市町村との関係

- 市町村が実施している国民年金法に基づく「法定受託事務」の内容については、地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に整理されたもので、社会保険庁廃止前と変更は無い。
- 「協力・連携事務」については、市町村との間での具体的な調整は、年金事務所が中心となって行っている。具体的には、年金事務所は、戸籍・所得情報の提供など市町村との協力連携が必要な事業について、市町村に依頼し、事業の内容について年金事務所と市町村との間で調整を行い、市町村は協力連携計画書を作成する。市町村は、作成した協力連携計画書を地方厚生局に提出し、地方厚生局は計画書を取りまとめ厚生労働省年金局に提出する。
- 市町村への事務費交付金については、市町村から地方厚生局を通じて厚生労働大臣に交付申請を行うこととしており、地方厚生局は市町村から提出された交付申請書及び協力連携計画書に基づき、各市町村からの申請内容を審査し、申請書を取りまとめ厚生労働省年金局に提出する。厚生労働省年金局は、地方厚生局が審査した申請書に基づき各市町村に事務費交付金を交付する。

〔年金事務所等と市町村との関わり〕



国民年金事務に関する役割分担の見直し

地方分権推進委員会第3次勧告（平成9年9月2日 地方分権推進委員会）を踏まえ、地方分権推進一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号））により整理されたもの。

	適用関係			保険料徴収関係		記録管理関係		年金給付関係			
	1号の届書の受理	3号の届書の受理	年金手帳の交付	現年度保険料	過年度保険料			1号期間のみ有する者の裁定請求	3号期間を有する者の裁定請求	年金証書交付	年金支払
～H12.3.31 (市町村の事務は機関委任事務)	市町村	市町村	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	市町村	社会保険庁
H12.4.1 ～H14.3.31 (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	社会保険事務所	社会保険庁
H14.4.1※～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁 (国民年金原簿)		市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁

※平成22年1月1日以降、社会保険庁及び社会保険事務所は、日本年金機構に移行。

法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①・105、国令1の2】
2. 任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5、改正法附則(平6)11①⑤・(平16)23、国令1の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国法10、国令1の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国令1の2】
5. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・改正法附則(平16)19、国令1の2】
6. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2、国令1の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法16、国令1の2】
8. 第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	【国法105、国令1の2】

注) 市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿(戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

市町村との協力・連携

1 市町村との協力・連携について

- ◆ 地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさぬよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。
- ◆ この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

2 協力・連携の状況（平成21年度交付決定ベース）

(1) 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進	(1, 754市町村)
(2) 国民健康保険等他の市町村公金と併せた口座振替の促進	(24市町村)
(3) 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載	(1, 672市町村)
(4) 市町村において行われる相談業務	(1, 751市町村)
(5) その他地域の実情を踏まえた協力	
ア 申請免除該当者に係る情報提供等	
(ア) 案内状送付などの申請の周知	(64市町村)
(イ) 所得情報提供	
①紙媒体 (411市町村)	
②磁気媒体 (1, 547市町村)	
イ 20歳、34歳、44歳到達者の情報提供（外国人）	(699市町村)
ウ 電話番号の情報提供	(373市町村)
エ 法定受託事務以外の申請書等回付	(1, 117市町村)
オ 名寄せ特別便に関する記録調査への協力	(778市町村)

※ () 内は、平成22年3月26日現在の1, 759市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について交付申請のあった市町村数

地方厚生局について

地方厚生局（年金調整課又は年金管理課）においては、政府管掌年金事業等の実施に関する地方公共団体等との連絡調整を行うことが所掌事務の一つとされ、地方公共団体との連絡調整の窓口になっている。

具体的には、国民年金の制度改正が行われたときの市町村に対する制度改正の周知及び照会に対する回答などの対応のほか、市町村からの国民年金事務取扱交付金の申請書や協力連携計画書の受領及び審査など当該交付金に関する連絡調整を行っている。

(参考)

○厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)

第三節 地方支分部局

第一款 地方厚生局

(年金調整課の所掌事務)

第710条の2の3 年金調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 ～ 十二 (略)

十三 政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関すること。

(年金管理課の所掌事務)

第710条の2の4 年金管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 ～ 十二 (略)

十三 政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関すること。

※ 年金調整課を設置している厚生局：関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、九州厚生局

※ 年金管理課を設置している厚生局：北海道厚生局、東北厚生局、中国四国厚生（支）局

(参考)地方厚生局組織図

